

介護職員初任者研修費を助成します

市内の介護・福祉施設における介護従事者の定着と介護保険サービスの安定供給を図るため、介護職員初任者研修課程を修了した者に対し、研修受講料の一部を助成します。

1 助成金の対象研修

介護保険法施行令に規定する介護員養成研修であって、富山県知事が指定する事業者が開催する介護職員初任者研修

2 助成金の対象者

対象研修を修了した方（市内に住所を有し、市税の滞納がない方）のうち、次のいずれかに該当する方

- （１）対象研修を修了した時点で市内の指定事業所に既に就労している方であり、就労期間が３月以上を経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している方
- （２）対象研修を修了した日の翌日から起算して１年以内に市内の指定事業所に就労した方で就労期間が３月以上を経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している方

3 助成金の額等

対象研修に係る受講料に相当する額に２分の１を乗じた額とし、２万５千円を限度とします。



4 手続き

砺波市介護職員初任者研修費助成金交付申請書（兼請求書）（様式第１号）に下記の書類を添付のうえ、指定事業所に就労し３月を経過した日から起算して１年以内にご提出ください。

- ①受講料の領収書の写し
- ②修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- ③市内の指定事業所に３月以上勤務していることを証明する実務経験証明書（様式第２号）

5 助成金交付申請書の提出先

市役所高齢介護課又は庄川支所市民福祉課

6 助成金の決定通知及び交付について

提出された申請書については、内容を審査し適正と認められた場合、助成金の交付決定を通知します。交付決定額は後日、指定の振込先口座へ振込します。



<問い合わせ先>

砺波市福祉市民部 高齢介護課 介護・地域ケア係
電話 ０７６３－３３－１３２８（直通）